**清瀬市子ども家庭支援センター**

**地域活動室使用登録基準書**

清瀬市子ども家庭支援センター地域活動室を利用するには、団体登録（毎年度更新）が必要です。

登録には、以下の基準を満たしていることが必要です。

\*基準\*

１．代表者もしくは使用責任者が、清瀬市民であること

２．団体の構成員の３分の２以上が清瀬市在住・在勤・在学であること

３．団体の活動が１年以上の継続的なものであること

４．使用の目的が施設の設置目的と合致すること

５．政治・宗教・営利を目的とした活動でないこと

\*使用条件\*

１．１団体、月２コマまでの使用とする

２．使用後の成果を他の使用者・市民に供すること

３．他の使用者の迷惑になるような行為はしないこと

４．団体名を偽って使用申し込みをしないこと

５．一人の代表者が複数の団体を登録することはできない。また、代表者が異なっても構成員が同じ場合は同一の団体とみなす

６．施設内は清潔に使用すること（飲食は不可）

７．その他、条例・規則に定めのある禁止事項は遵守すること

\*使用申し込みの方法\*

１．使用希望日の属する月の前月の１日から受け付けます

２．空き状況を確認し、使用申出書を子ども家庭支援センターに提出して下さい

使用を中止する場合は、速やかに子ども家庭支援センターに連絡して下さい

無断で使用を中止した場合は、以後の使用をお断りする場合があります

\*使用の手順\*

１．子ども家庭支援センターに使用承認書の控えを提示し、部屋の鍵と使用確認票を受け取って下さい

２．使用後は、後片付けと整理整頓をして下さい

３．終了後は、使用確認票に必要事項を記入し、施錠して鍵と使用確認票を子ども家庭支援センターに返却して下さい

清瀬市子ども家庭支援センター

電話　０４２－４９５－７７０１